

加茂商工会議所 会員情報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

No. 448 号／R7. 12. 5 発行

◆第50回新年会員事業所の集い1月14日(水)開催

○日 時 令和8年1月14日(水) 15:00~(14:30開場)
第1部 年賀式 (15:00~)
第2部 新春講演会 (16:00~)
講 師／ノンフィクション作家 梶 久美子(かけはし くみこ) 氏
テーマ／やなせたかしの生涯 — アンパンマンと戦争
第3部 懇親パーティー (17:45~)

○場 所 加茂市産業センターホール

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当／大湊) まで。

◆年末資金決済にマル経融資をご利用ください

営業車入替・備品調達、諸経費支払い…etc 柔軟に対応！

無担保・無保証人・保証料なし

12月5日現在
(固定金利)

2.10%

◎対象企業 常時使用する従業員数が商業・サービス業：5人以下
製造業・建設業・その他：20人以下

◎融資限度額 2,000万円

◎返済期間 運転・設備資金とも10年(据置2年以内)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当／大橋、明間) まで。

◆プレミアム商品券の利用期限は12月31日(水)まで

購入された方は、使い忘れのないようにご注意ください。

【換金日のご案内】

- ・ 12月15日(月)まで提出分 → 12月25日(木)振込
- ・ 12月25日(木)まで提出分 → 1月15日(木)振込
- ・ 1月15日(木)まで提出分 → 1月23日(金)振込

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当／岡崎) まで。

◆基礎控除・特定親族特別控除等、年末調整は要注意！

◎令和7年分年末調整における変更点

- ▶ 「基礎控除」「給与所得控除」の見直し
- ▶ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ▶ 「特定親族特別控除」の創設
- ▶ 通勤手当に係る非課税限度額の改正

※詳細は国税庁『年末調整がよくわかるページ（令和7年分）』をご確認ください。

【年末調整に係る源泉徴収税及び復興特別所得税納期】

納期期限は1月13日(火)(納期特例の承認を受けている場合は1月20日(火))

法定調書の提出期限は2月2日(月)まで

給与支払報告書は、全ての受給者分を作成し、令和8年1月1日（退職者については退職時）にお住まいの市区町村へご提出ください。また、個人住民税は、給与から特別徴収（給与天引きして市区町村に納めること）が義務付けられています。

★源泉徴収税の納付はキャッシュレス納付の利用が便利！

e-Tax を利用し「源泉徴収税」の納付書の作成・送信・納付までスマホ・PCから簡単な操作で行うことができます。

★所得税・消費税等はダイレクト納付を利用しましょう

e-Tax で申告後、事前に登録した口座から、即時または指定した日に自動で口座引落しができる納付方法です。現金取り扱いが不要、24時間いつでも手続き可能、指定日に自動的に引落とし多くのメリットがあります。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊）まで。

◆所得税・消費税確定申告の準備はお早めに

申告・納付期限	税 目	申告・納付期限
	申告所得税及び復興特別所得税・贈与税	令和8年3月16日（月）
	個人事業者の消費税	令和8年3月31日（火）

※令和7年10月から、e-Tax により税務申告を行う方法の『ID・パスワード方式』は新規発行が停止され、初めて利用する方は『マイナンバーカード方式』が必須となりました。

既にID・パスワード方式を登録している方は当面継続利用可能です。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊）まで。

◆税務相談会をご利用ください（無料・要予約）

◇経費処理のお困り事や税制改正などのご相談に対応いたします。

※令和7年度税制改正による年末調整・確定申告変更点についてもご相談いただけます。

○日 時 12月18日(木) 午前10時～11時(1時間)

○会 場 加茂商工会議所役員会議室

当商工会議所では、上記相談会の他にも経営・創業・労務・金融・法律・事業承継に関する疑問など、専門家による無料相談窓口を設けていますので、お気軽にご利用ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊）まで。

◆小規模企業共済で節税対策しませんか？

年内に現金で「加入」「増額」「前納」した場合は
全額が令和7年分の所得控除となります。

[加入資格] 常時使用する従業員数が20名以下（商業・サービス業5名以下）の個人事業主または会社役員の方が対象です。

※個人事業主の「共同経営者（配偶者専従者、後継予定者）」も加入できます。

[掛 金] 1,000円から70,000円の範囲内で自由に設定可能。

（例えば…月15,000円×12カ月=180,000円 ⇒ 全額所得控除）

掛金は所得税法上、「小規模企業共済等掛金控除」として最大84万円（掛け金額限度額7万円×12カ月分の支払額）まで申告することができます。

○小規模企業共済制度および経営セーフティ共済制度で新規加入、掛金払込証明書の電子交付や掛け金の変更などのご要望の多い一部の手続きについて、お客様ご自身でオンライン上にて手続き・書類の作成できます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大橋）まで。

◆マイナ保険証の切り替えはお済みですか？

令和7年12月2日（火）以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなり、原則マイナ保険証に一本化されました。今後は、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には「資格確認書」が必要となります。お早めにマイナンバーカードを取得のうえ健康保険証利用登録を行い、マイナ保険証を利用しましょう。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊）まで。

◆従業員を1人でも雇ったら労働保険に必ず加入を！

労働者（パート、アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。当商工会議所では、労災保険や雇用保険の事務手続きの代行サービスを行っていますので、お気軽にご相談ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／岡崎）まで。

◆建設業のみなさん「事務所労災」加入していますか？

工事現場以外の事務所や作業場の労災保険、いわゆる「事務所労災」の取り扱いについて、再度ご確認ください。事務所労災（末尾6）の番号がない場合には、工事とは関係のない事後の片付け、資材整理中の事故、事務所の除雪など、「特定の工事現場に付随しない災害」に対しての労災補償ができない可能性があります。また、特別加入についても同様に、事業主が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事し、負傷した場合は事務所労災（末尾6）の特別加入をしていない限りは保証することができないことになっています。該当の作業がある場合には、事務所労災（末尾6）の労働保険番号を成立させ、「特定の工事現場に付随しない業務」に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し、年度更新時の算定基礎賃金額に含める必要があります。詳細は右記QRコードよりご確認ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／岡崎）まで



【リーフレット】

◆法改正でカスハラ防止措置が義務化 従業員と会社を守るための カスタマーハラスメント対策セミナー(参加費無料)

○日 程 令和7年12月9日(火) 14:00~16:00

○場 所 加茂商工会議所会議室

○講 師 (株)Jastter 教育部部長 元日本航空客室乗務員

SKYLA Airline School 代表 持田 亜矢子 氏

○内 容 ・カスハラとクレームの違い ・カスハラへの対応、防止策 他

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 FAX:52-4100 (担当/渡邊)まで。



◆健康診断のご案内 ~会員特別受診料補助あり~

○健康診断→受診料一部補助 ○人間ドック→1名につき 2,000 円補助

○当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時(会場:加茂市産業センター)
(一社)新潟県健康管理協会 TEL:025-279-5567	2/3(火) 8:30~11:30(午前)

※お申し込みは、受診機関または当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/伴)まで。

◆加茂市産業センター1階ホール改修工事のお知らせ

1月中旬から5月中旬(予定)まで天井改修工事が行われるため使用できません。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひいたします。

※12月29日(月)~1月3日(土)は 加茂市産業センターが休館となります

◆会議所12月の主な行事予定

5日(金) ・正副会頭会議 9日(火) ・カスタマーハラスメント対策セミナー14:00~ 10日(水)~11日 ・長井市・秋保先進視察研修	12:00~	19日(金) ・常議員会 22日(月) ・小規模企業振興委員会 31日(水) プレミアム商品券取扱い終了 *換金請求は1月15日締切	17:00~ 18:00~
--	--------	---	------------------

◆年末年始業務休業のお知らせ

12月27日(土)から1月4日(日)まで業務を休業させていただきます。自動車共済にご加入の方で事故が発生した場合は、誠に恐れ入りますが、共済本部事故処理センターが24時間体制で受け付けていますのでご連絡ください。

『休日緊急事故処理センター』 関東自動車共済(協)
TEL : 0120-89-8819 (フリーダイヤル)

..... ※切らずにこのままFAXしてください

○セミナーに参加ご希望の方は、下記申込書にご記入のうえ、お申し込みください。

事業所名		参加者名	
住 所		電話番号	